

## 茨木市介護保険住宅改修費支給代理受領要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第45条の居宅介護住宅改修費又は法第57条の介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費」という。）の支給に関し、住宅改修を行った施工業者の代理受領を認めることにより、利用者の一時的な支払の負担を軽減し、もって住宅改修の利用の促進を図ることを目的とする。

### (対象者等)

第2 住宅改修費の代理受領の委任ができる対象者は、法第45条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行った法第45条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（住宅改修を行おうとする住宅に居住している者に限る。）とする。ただし、介護保険被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされている者を除く。

### (住宅改修費の支給申請)

第3 住宅改修費を代理受領の方法により支給を受けようとする者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 当該住宅改修に要した費用の内訳書
- (2) 法第79条第2項第2号に指定する介護支援専門員その他要介護者又は要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成した書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されている理由書
- (3) 当該申請に係る住宅改修の完成前及び完成後の状態を確認できる写真、図面等
- (4) 茨木市介護保険住宅改修費代理受領承認申請書兼同意書(様式第2号)
- (5) 法に定める住宅改修に係る自己負担額の領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

### (住宅改修費の支給決定等)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、その旨を住宅改修費支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知する。

### (住宅改修費の支給決定等)

第5 市長は、第4の住宅改修費支給決定通知書に記載した支給額を当該施工業者が指定する金融機関の預金口座に振り込むこととする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費等支給申請書( 年 月分)

申請書類提出者	1 施工業者 2 介護支援専門員	施工承認のお知らせ 送付先	1 被保険者 2 施工業者(担当) 3 介護支援専門員	
被保険者氏名	フリガナ		支払方法 1 代理受領 2 償還払	
			保険者番号 2 7 2 1 1 2	
			被保険者番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男 ・ 女	
住所	〒567- 茨木市 電話番号 ( )			
着工予定日	年 月 日	内容・箇所及び規模		
着工日	年 月 日			
完成日	年 月 日			
領収書額	円			
保険対象額	円			
施工業者名	改修しようとする住宅の所有者			
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。			事前確認	
年 月 日			受領印	
住所 茨木市				
申請者(本人) 氏名 (印)				
電話番号 ( )				
(申請先)茨木市長				
口座振込 依頼欄 ※本人以外の 口座に振り込 む場合、別途 「口座振替依頼 書」が必要で す。	<input type="checkbox"/> 銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	金融機関コード	
			店舗コード	
	口座種目 …… 1 普通預金 2 当座預金 3 その他		口座番号	
	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	
<input type="checkbox"/> 口座名義人	フリガナ			

※注意 事後申請時に「着工日」「完成日」「領収書額」等、完了内容を記入していただきます。  
 事前申請に必要なもの …… 理由書、内訳書、図面、施工(前)写真、支給申請書  
 事後申請に必要なもの …… 施工(後)写真、領収書  
 ・改修しようとする住宅が持ち家ではない場合は、所有者の許可 / 承諾書が必要です。  
 ・代理受領(振込先が施工業者)の場合、別に代理受領承認申請書兼同意書が必要です。  
 その場合、口座振替依頼書は必要ありません。  
 ・記入内容の訂正には、本人の訂正印を押印してください。

市記入欄	保険料滞納	領収書	内訳書	保険対象額	備考
	無・有			円	
		図面	写真	支給金額	円

様式第2号

茨木市介護保険住宅改修費代理受領承認申請書兼同意書

(あて先)茨木市長

介護保険住宅改修費の受領を、下記の事業者に委任することについて承認を受けるため申請します。

年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 (被保険者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(あて先)茨木市長

上記の被保険者に係る介護保険住宅改修費の受領について、被保険者から委任を受け、受領することに同意します。併せて、下記の口座に振込依頼いたします。

年 月 日

代理受領受任者 住所 \_\_\_\_\_  
 (住宅改修業者) 事業者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 (電話番号: \_\_\_\_\_)

<input type="checkbox"/> 銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	金融機関コード					
		店舗コード					
		口座番号					
口座種別・・・1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号			
口座名義人	フリガナ						

様

茨木市長



利用分  
住宅改修費支給決定通知（代理受領）

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
受付年月日		決定年月日	
保険対象額	円		
給付の種類			
支給金額	円		
不支給・減額の理由			

支払方法			
		口座払	
		振 込 先	金融機関
			口座種目
			口座番号
			口座名義人

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

取消しの訴えの提起

この処分（住宅改修費支給決定）の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表になります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。